

大田区電力の調達に係る環境配慮方針

	平成 25 年 3 月 21 日	24 環保発第 11385 号区長決定
改正	平成 27 年 1 月 9 日	26 環保発第 11059 号区長決定
改正	平成 27 年 2 月 16 日	26 環保発第 11258 号部長決定
改正	平成 28 年 12 月 27 日	28 環対発第 10935 号部長決定
改正	平成 29 年 2 月 23 日	28 環対発第 11135 号部長決定
改正	令和 2 年 3 月 30 日	31 環計発第 11540 号部長決定

(目的)

第 1 条 この方針は、東京都大田区（以下「区」という。）における電力調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力の供給を受けるために必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この方針において電気事業者とは、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この方針は、区が行う電力調達契約に係る競争入札（以下「入札」という。）の全てに適用する。

(環境配慮項目)

第 4 条 この方針における環境配慮項目は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況
- (4) 環境報告書の発行状況

(環境配慮項目に係る評価点の算定)

第 5 条 入札に参加を希望する電気事業者は、前条に定める環境配慮項目を別表に定める「大田区電力調達環境配慮評価基準」（以下「評価基準」という。）により算定し、その評価点を別記様式「大田区環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書」（以下「報告書」という。）に記載し、区長に提出するものとする。

(入札参加資格の付与・実施)

第 6 条 区長は、報告書の提出を受けた場合において、評価基準により算定した評価点の合計が 70 点以上と認めたときは、報告書を提出した電気事業者に入札参加資格を付与するものとする。

2 契約担当者は、各電気事業者の入札参加資格を確認し、その結果を考慮しつつ、入札を実施することとする。

(評価基準の見直し)

第 7 条 区長は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮し、及び電気事業者の公正な競争を確保するために、社会・経済情勢を踏まえて必要であると認めるときは、評価基準を見直すものとする。

(調査等)

第8条 区長は、この方針による電気事業者に対し、必要な調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第9条 この方針に定めるもののほか、この方針の施行に関し必要な事項は、環境清掃部長が別に定める。

(事務処理)

第10条 この方針に係る事務処理は、環境計画課において行う。

付 則

この方針は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この方針は、決定の日から施行する。

付 則

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この方針は、決定の日から施行する。

付 則

この方針は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

大田区電力調達環境配慮評価基準

環境配慮項目

①前年度の1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（基礎排出係数）、②前年度の未利用エネルギーの活用状況、③前年度の再生可能エネルギーの導入状況、④環境報告書の発行状況の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の得点の合計が70点以上であること。

環境配慮項目	区分	評価点
①前年度の1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（基礎排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh） ※1	0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上	0
②前年度の未利用エネルギーの活用状況 ※2	1.35%以上	15
	0.675%以上 1.35%未満	10
	0%超 0.675未満	5
	活用していない	0
③前年度の再生可能エネルギーの導入状況 ※3	3.00%以上	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④環境報告書の発行 ※4	発行している	5
	発行していない	0

※1 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（基礎排出係数）とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに個別に公表された基礎排出係数をいう。

※2 前年度の未利用エネルギーの活用状況とは、前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値をいう。

A：前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（kWh）

B：前年度の供給電力量（需要端）（kWh）

〔算定方式〕

$$\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況（\%）} = \text{A（kWh）} / \text{B（kWh）} \times 100$$

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出

する。

- (1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- (2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。）をいう。

- (1) 工場の廃熱又は排圧
- (2) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「FIT 法」という。）第 2 条第 4 項で定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）
- (3) 高炉ガス又は副生ガス

注 1 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（A）には、他電気事業者への販売分は含まない。

注 2 前年度の供給電力量（需要端）（B）には、他電気事業者への販売分は含まない。

※ 3 前年度の再生可能エネルギーの導入状況とは、次の項目について算定方式に示す方法で算出した数値をいう（単位は全て kWh）。

A：前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）

B：前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）

（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。）

C：前年度の供給電力量（需要端）（kWh）

〔算定方式〕

$$\text{前年度の再生可能エネルギーの導入状況（\%）} = (A + B) / C \times 100$$

注 1 再生可能エネルギーとは FIT 法第 2 条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電を含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。

注 2 前年度の再生可能エネルギー利用量（A+B）には他電気事業者への販売分は含まない。

注 3 前年度の供給電力量（需要端）（C）には他電気事業者への販売分を含まない。

※ 4 環境報告書の発行状況とは、電気事業者の環境への取組をまとめた「環境報告書」

を作成しているとともに、かつ、発電事業に関する活動状況が記載されていることをいう。環境報告書では、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律第 77 号）に定める「環境報告書の記載事項等」に掲げる項目を満たすことを要件とする。

※5 4月1日から12月31日までの期間に競争入札を実施する場合には、「前年度」とあるのは「前々年度」と読み替えるものとする。